

社会福祉法人みそら会 評議員及び役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みそら会（以下「本会」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等並びに費用弁償の支給の基準等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条に定める者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条第1項に定める理事及び監事をいう。
- (3) 役員等とは、前各号に定める者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費や宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等)

第3条 本会の役員等の報酬等の額は、理事会において策定し、評議員会の承認をもって決定する。

- 2 役員等が、その職務のために会議に出席した時は、報酬として別表第1に定める額を支給する。ただし、本会の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事に対しては、報酬等は支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員等が、その職務のために会議等に出席した時は、自宅等から会場までの往復距離に応じて、別表第2に定める旅費を支給する。

- 2 役員等が、その職務のために出張した時は、本会の旅費規程に基づき旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 前第3条に規定する報酬及び第4条に規定する費用弁償については、その都度、現金にて支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額等を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

【 役員等の報酬 】

役職名	報酬の額
理事	3,000円／日
監事	3,000円／日
評議員	3,000円／日

別表第2（第4条第1項関係）

【 役員等の会議出席旅費 】

自宅等から会場までの往復距離	旅費の額
10 km～20 km 未満の場合	700円
20 km～40 km 未満の場合	1,400円
40 km 以上の場合	2,800円